第4回 子育て・教育・働き方ワーキング・グループ議事概要

1. 日時:令和3年10月27日(水)10:00~11:55

2. 場所:中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※Z00Mによる開催

3. 出席者:

(委員)夏野剛(議長)、大槻奈那(座長)、中室牧子(座長代理)、菅原晶子、 武井一浩

(専門委員) 宇佐川邦子、工藤勇一、鈴木俊晴、水町勇一郎、森朋子、村上文洋

(政 府) 小林副大臣、山田大臣政務官

(事務局)村瀬室長、辻次長、渡部次長、山西次長、黛参事官

(説 明 者) (法務省)

堂薗幹一郎 法務省大臣官房審議官

北村治樹 法務省民事局参事官

(有識者)

鈴木重也 一般社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部長

坂下多身 一般社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部上席主幹

川上輝代 一般社団法人ひとり親支援協会 エスクル会員

今井智洋 一般社団法人ひとり親支援協会 代表理事

橋田倫代 一般社団法人ひとり親支援協会

浜田真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士

4. 議題:

(開会)

- 1. 労働時間制度の在り方
- 2. 養育費の確保に向けた取組

(閉会)

5. 議事概要:

○黛参事官 それでは、皆様おそろいになりましたので、第4回「規制改革推進会議子育 て・教育・働き方ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料をお手元に御準備いただきますよう、お願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにしていた だくとともに、発言される際にはミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかに ミュートに戻していただくよう、御協力をお願いいたします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事 務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。

本日は小林副大臣及び山田大臣政務官に御出席いただいております。

なお、小林副大臣は用務のため、途中で退席される予定と伺っております。

本ワーキング・グループの構成員につきましては、本城委員が御欠席、宇佐川委員が途中で御退席、中室座長代理が11時半から御出席との連絡をいただいております。また、本日は構成員の皆様に加え、夏野議長、村上専門委員が御参加、武井委員が途中からの御参加との連絡をいただいております。

それでは、御出席いただいております小林副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。 お願いいたします。

○小林副大臣 皆さん、おはようございます。

本日は、夏野議長、大槻座長をはじめ、委員、専門委員の皆様、お忙しい中規制改革の議論に御参加いただきまして、本当にありがとうございます。

今回は裁量労働制の範囲拡大について、経団連の皆さんからお話を伺うということです し、養育費の確保については、ひとり親支援協会の今井代表理事、推薦の川上様、弁護士 の浜田様から御意見をいただけると聞いております。御協力いただきまして、本当にあり がとうございます。

私が総務省の政務官を務めていた2018年は、働き方改革関連法案が成立して、社会全体で従来の働き方の常識を大きく見直す時期だったと思っています。当時の総務省でも、超過勤務の縮減はもとより、デジタル化による業務効率化にも取り組んできました。

今や日本の労働生産性の水準は、2020年、0ECD37か国中21位、主要先進国G7では最下位という状況になっています。

日本の競争力を上げて、さらに成長させるためには、やはり人材が画一的な働き方に縛られるのではなくて、持っている意欲と能力を存分に発揮できる環境が求められると考えています。

そういう意味で、時間を定めるということで働き方改革を始めましたけれども、理想は デジタルを活用して、一人一人に合った働き方を選択できる、意欲、能力が最大限発揮で きるルールや慣習に変えていくことだと思っていますので、ここではぜひ具体的にそこを ご議論いただいて、洗い出して、突破をしていければと思っております。

後半に議論いただく養育費の確保ですけれども、ひとり親家庭が約140万世帯を超えていて、ひとり親家庭の相対的貧困率が48.1%と、実に2世帯に1世帯が相対的な貧困の生活水準になっているということで、これはもう特別な問題ではなくて、日本社会全体の課題になってきているということだと思っています。

この養育費がもらえない状況について、現在の法制審では、マイナンバーとひもづけた

預貯金など、債権に係る情報を法律で定める方法で一括で把握・取得できるようにしては どうかという議論があると聞いています。

いずれにせよ、あらゆる手法を使って困った人を予防して、先にうまく貧困の連鎖に陥らない形に整えていくということを早くやるべきだと思っていますし、既に先進自治体では良い取組が始まっていますから、そろそろ日本のナショナルスタンダードとして、ここについてもルールや制度を設けていく段階に来ていると思っています。

ぜひ今日も具体的な御意見をいただきながら、しっかりと前に進められるよう、取り組んでまいりたいと思いますので、先生方の活発な御議論をお願いいたします。よろしくお願いします。

○黛参事官 ありがとうございました。

続きまして、山田大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。 〇山田大臣政務官 今日も夏野議長、大槻座長をはじめ、様々な専門委員の方、御出席あ りがとうございます。

裁量労働制に関しては、私も上場企業を経営してきまして、現場では、今の時代に合わない働き方が、当事者としても、経営側にもありましたし、もちろん労働者という立場の時もありましたけれども、感じているところであります。

ここでデジタル化を一気に進めないと、また10年、20年、この問題を議論しているのかということになるかと思っていますので、ここでかなり前進をしたいと思います。

ただその場合、労働者サイドからも経営者サイドからもそれぞれの言い分があるでしょうから、線引きというか、現場の人にとってどういう類型がこれは裁量労働だよねというところなのかを明らかにしていく作業は一つ必要だと思っておりますので、その辺のより具体的なケースでお互い何に困っているのかを確認し合って進めていければと思っています。

2点目のいわゆる養育費の話に関して、ぜひワーキングの先生方にもお願いしたいのは、 論点を矮小化しないでいただきたいということです。

どういうことかと言いますと、目的はシングルペアレントの方々、かつ、養育費がもらえない、あるいは取りにくい方々を最後は救うというのがゴールにある改革だと思っています。その場合に、決して裁判費用だけの議論ではないと思うのですね。裁判費用負担ということも当然重要ではありますが、一方で、アクセスの難しさというのですかね、弁護士さんに頼みにくい、どこに相談すればいいか分からない、または、例えばそういうものを起こすことによって住所が知られてしまうので、なかなか裁判等にかけられない、DVを受けている、虐待があったというパターンもあるかと思っています。

いずれにしても、そういった意味で、どうしたら養育費がなくて困っているシングルのペアレント、あるいは子供たちを助けることができるかという総合パッケージを最終的には議論するということで、決して裁判費用等、裁判をしやすいということだけではないと思っていますので、その辺を総合的にもぜひ議論いただければと思っています。実現しな

いと何の意味もないと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。 私からは以上です。

○黛参事官 ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては大槻座長にお願いしたいと思います。大槻座 長、よろしくお願いいたします。

○大槻座長 小林副大臣、山田政務官、ありがとうございました。お言葉を重く受け止めて今日の議論を進めたいと思います。

では、議題1「労働時間制度の在り方」から行きたいと思います。

本件につきましては、労使双方から意見を聞いた上で、厚生労働省における検討状況や 今後の制度改革の方向性を確認して、労使双方にとって有益な制度改革がより早く実現す るように議論を行っていきたいと考えているところであります。

本日は、使用者側であります日本経済団体連合会様より御説明をいただきたいと思います。御説明者の方を御紹介いたします。一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長の鈴木重也様、同じく一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹の坂下多身様にお越しいただいております。

それでは、20分以内程度で御説明をよろしくお願いします。

〇一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございます。経団連労働 法制本部の鈴木と申します。

平素は私どもの活動に対して多大な御支援、御協力をいただき、誠にありがとうございます。規制改革推進会議の先生方、事務局の皆様方には、例えば行政手続のデジタル化をはじめ、ウィズコロナ、ポストコロナの時代における新しい働き方に沿った環境整備をしていただき、会員企業様からも大変多くの感謝の声が寄せられております。改めて御礼申し上げます。

さて、本日は経団連にとりまして、政策実現のトッププライオリティーでもあり、規制 改革推進会議の当面の課題としてもお取り上げいただきました裁量労働制の見直し、具体 的には対象業務の拡大につきまして御説明をさせていただきます。

資料に沿って説明をさせていただきます。 3ページでございます。

まず、裁量労働制についてですが、こちらは仕事の進め方、時間の配分の双方を労働者に委ねること、健康・福祉確保措置を設けることを条件として、労使で決めた労働時間を 労働したものとみなす制度です。

4ページを御覧ください。

具体的には、専門業務型と企画業務型の2種類がございまして、若干要件が異なっております。右側は企画業務型ですが、2018年に対象業務として「PDCA型業務」、「課題解決型開発提案業務」の2つを追加することについて、厚生労働省の労働政策審議会でお取りまとめをいただきましたが、いわゆる厚生労働省のデータミス問題により、働き方改革関連法案から外れたという経緯がございます。

5ページは、裁量労働制の利用状況です。企画業務型の場合には、丸囲み箇所のとおり、 適用労働者が0.4%と少なく、その要因の一つとしては対象業務の少なさが考えられます。

6ページは、厚生労働省の現在の見直しの状況です。後ほど御紹介いたします裁量労働制の実態調査が今年の6月に公表されました。これを受け、本年の7月から厚生労働省において有識者の検討会が始まっている状況です。

次に、8ページ以下では、なぜ経団連が裁量労働制の対象業務の拡大を求めているか、 その背景について御説明を申し上げます。

経営者の多くが我が国企業の成長力、競争力が低下していることについて、大変強い危機感を抱いております。先ほど小林副大臣からも御指摘をいただきましたが、日本の労働生産性はかなり低い水準です。右側は1人当たりの労働生産性ですが、2000年以降、順位を落としている状況です。

9ページは、2000年を基準とした、実質GDPの寄与度を分解したものです。上のピンクの労働生産性の部分は、2015年以降、年率0.6%と、停滞している状況がご覧いただけます。

次に、就業者数ですが、赤いところは近年、女性や高齢者の労働参加によって増加しているところです。

下のオレンジの労働時間は、働き方改革の影響で大幅に減少する傾向が見てとれます。 各社とも労働時間の削減に努めているところですので、今後、このトレンドは続くだろ うと思っております。

さらに問題なのは就業者数です。今後、生産年齢人口が毎年1.1%ずつ減少することが 想定されておりまして、就業者数の大幅な減少が見込まれるところです。

したがって、GDPを上げていくためには労働生産性の飛躍的な向上が大変不可欠であり、 そのために企業は成長分野への投資、あるいは社員のリスキル、さらには社員のエンゲー ジメント向上などに積極的に取り組むとともに、国としても政策を総動員していただきた いと思っております。

12ページ以降では、働き手が専門性・創造性を発揮して成果を生み出す業務に従事する社員の環境整備について、少しお話を申し上げます。

13ページを御覧ください。「VUCAの時代」と言われて久しく、ビジネス環境の変化のスピードも速くなっているところです。IT系の企業の成長が著しい昨今、今後デジタルトランスフォーメーションや、グリーントランスフォーメーションなどがより進んでいく中で、我が国企業は一層時代に即したイノベーションの創出が大変重要だと考えております。

次に14ページを御覧ください。経産省の「新産業構造ビジョン」において、クリエイティブな職種の業務量が増える一方、就業者数が減少するとされており、具体的には、2030年には2015年比で200万人減るという推計が出ております。

そのため、こうしたクリエイティブな職種に就く方を後押しするために、円滑な労働移

動を進める政策も必要ですが、一方で、クリエイティブな職種に就く方々の能力の発揮を 促す環境整備も必要ではないかと考えております。

15ページは御参考までに、世界的なオフィス家具メーカーの調査をお示ししております。我が国は諸外国に比べ創造性が求められていないと感じる社員が多くなっており、こうした点も課題と考えております。

16ページ以降は、働き方改革と裁量労働制の見直しの必要性の関係についてお話をさせていただきます。

17ページですが、経団連は、国内外の人口減少、地球環境問題などの様々な課題を解決することで飛躍的な労働生産性の向上を目指すという旗振りをさせていただいております。労働時間を削減する取組は大変重要な取組だと私どもも認識しておりますが、それ以上に、分子であるアウトプット、付加価値を最大化させる「働き方改革フェーズII」への深化が重要と考えております。

付加価値の創造というのは簡単なものではございませんが、働き手一人一人のエンゲー ジメントを高めてもらうことが鍵であり、各社とも様々取り組んでいる状況です。

18ページを御覧ください。エンゲージメント向上のための施策は様々であり、経団連では便宜上、「働きがいを高める施策」、「働きやすさを高める施策」と整理しております。このうち、左側の①の自律的・主体的な業務を遂行するという点では、裁量労働制の運用が有力なツールになるかと思っております。

また、右側の②の時間と場所にとらわれない働き方については、テレワークの急速な普及によって、かなり可能となっております。

他方、時間にとらわれない働き方についてです。まず、(1)の時間帯にとらわれない働き方については、フレックスタイム制の活用なども選択肢となりますが、(2)の時間数にとらわれない働き方、すなわち労働時間よりも成果を重視した処遇を実現するためには、裁量労働制の一層の活用が求められていると考えております。

次に、20ページを御覧ください。私どもは、多様な働き手が、多様なニーズ・業務特性がある中で働いている状況において、多様な働き手の主体性を引き出すことが大切であり、そのためには多様性を受容する労働法制改革が必要だということを基本的な考え方として持っております。

左側のように、労働時間と成果が連動する業務は今後も相当程度多いと思っており、そうした業務に就かれている方に対しては通常の労働時間制度を適用することがふさわしいと考えております。

他方で、右側の労働時間と成果が必ずしも連動しない業務も増えている中で、こうした 業務については裁量労働制などの適用がふさわしいと考えております。

次に、21ページを御覧ください。経団連として、企画業務型裁量労働制の対象業務と して追加することがふさわしいと考える業務の例をお示ししております。

まず、左側のPDCA業務についてです。「製造ラインの改善を推進する技術者」、「人

事部門で働き方改革を推進する担当者」を例示しております。

右側は「課題解決型開発提案業務」の例ですが、例えば(1) ITシステムの開発提案 業務、(2) 製品及び運用管理システムの開発提案業務、(3) 法人顧客にオーダーメイ ドで各種金融商品を開発提案する業務などです。

22ページを御覧ください。こちらは現行の企画業務型裁量労働制の対象業務の要件と、追加を要望している業務の違いについて整理したものです。左上は、現行対象業務の4つの要件であり、①~④のいずれにも該当する必要があります。追加していただきたいPDCA型業務と課題解決型提案業務の2つについては、このうち、要件の①、③、④は共通していると考えております。

問題は要件②です。現行の要件②は、企画、立案、調査及び分析を行う限りとされております。追加していただきたい業務は、この中に企画、立案、調査、分析を行うものの、一部に開発の業務や執行の業務、あるいは営業の業務が入るため、現在認められていない状況です。

右下の下線部分ですが、業務の一部に当該取引先企業のニーズに応じた商品やサービスを開発する業務、あるいは計画に基づく調達や監査の改善などの業務が入っても、総体として企画、立案、調査及び分析をして、裁量を持って自主的に働いている方であれば、裁量労働制の対象とすることがふさわしく、ぜひとも対象業務に認めていただきたいという思いでございます。

25ページ以降は、厚生労働省の裁量労働制実態調査の結果の概要です。調査対象の裁量労働制の事業場は、左下の※にございますとおり、適用事業場全てに調査票が送られております。

また、右側の労働者調査ですが、非適用労働者については、右下の※にございますとおり、例えば本社の営業企画に携わるというように裁量労働制の対象業務に従事されているものの、その会社では何らかの事情で裁量労働制を入れていない方を対象としており、要するに業務を併せて調査している点が特徴です。

26ページを御覧ください。裁量労働制を適用されている労働者の約8割が制度適用に対し満足、あるいはやや満足と回答されており、約8割の方が適用に満足されているという状況です。

右側は適用労働者の働き方の認識状況についての調査です。時間にとらわれず柔軟に働くことでワークライフバランスが確保できる、仕事の裁量が与えられることでメリハリのある仕事ができる、自分の能力を発揮しやすい、と回答した適用労働者の割合が多く、これは非適用労働者よりも多いという結果でした。

次に、27ページを御覧ください。労働時間数については、一番上の真ん中に赤字の括 弧書きでお示ししておりますとおり、適用労働者は非適用労働者に比べ、1日の平均労働 時間が21分長いという結果でした。

次に、28ページを御覧ください。本人の健康状態の認識についての調査ですが、適用

労働者、非適用労働者ともあまり差がないという結果です。

次に、29ページを御覧ください。健康・福祉確保措置については、健康法上、1つ以上措置することとなっておりますが、御覧のとおり、多くの事業場で複数措置されている 状況です。

経団連としましては、健康の確保が裁量労働制を導入、運用する際の大前提であり、今後の制度の見直しに当たって、健康・福祉確保措置の複数化を議論すべきと考えております。 次に、30ページを御覧ください。裁量労働制の肝である、裁量の程度について調査した結果です。 調査では、様々な角度から程度について調査をしておりますが、ここでは一番右の「業務の遂行方法、時間配分等」の裁量について取り上げています。これは法定の要件であり、裁量労働制の肝となるところだからです。

ここについては、専門業務型、企画業務型ともに、「上司に相談の上、自分が決めている」「上司に相談せず、最終的に自分が決めている」と回答される方が約9割となっております。

最後のページについて、この実態調査の二次分析をしていただいた東京大学の川口先生によりますと、枠囲みのところですが、労働者の属性次第で労働時間が増える場合もあれば、減る場合もあり、裁量労働制の適用だけをもって労働時間が増加するとは言い難いと結論づけておられます。

最後に一言申し上げます。私どもは、裁量労働制を導入したから直ちにイノベーションが生まれる、と安易に考えているわけではございません。

しかしながら、働き手のエンゲージメントを最大化させ、能力を最大限に引き出すことに、今各社が様々なチャレンジをしているところです。自律的・主体的に働き、成果に応じて報酬が得られる仕組みを入れようとしている企業をサポートしていただく観点から、ぜひとも裁量労働制の対象業務の早期拡大の実現に御支援をいただければと存じます。

私からの説明は以上です。

○大槻座長 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。いつもどおり、Zoomのリアクションのところにある挙手機能から御発言のリクエストをお願いいたします。こちらから指名します。そして、いつもどおりですけれども、御質問、御指摘、コメント等については簡潔にお願いします。もしかしたら途中で巻きを入れるかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。どなたからでも結構です。

それでは、村上専門委員からお願いします。

○村上専門委員 村上です。御説明どうもありがとうございます。

私はデジタルワーキングの専門委員なのですが、モバイルワークなどの働き方にもかなり関係がありますので、今日参加させていただきます。

1つ質問があります。経団連では、10月12日に「副業・兼業の促進」という報告書を 出されていますが、今日のテーマである裁量労働制の範囲拡大を行うに当たり、副業・兼 業の推進にどのような影響があるのか、あるいは裁量労働制側でどんな対応をする必要が あるのか、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

以上です。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございます。大変重要な 御指摘だと思います。

裁量労働制の拡大は、先ほども申し上げましたとおり、社員の自律性・主体性を支援するものです。その意味では、副業・兼業の促進もパッケージとして進めていくことでより効果が生まれるのではないかと考えております。

○大槻座長 村上専門委員、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、一点、先ほどの最後のところで御指摘を経団連様からもいただきましたけれども、説明の前段のほうで、日本の労働生産性の低さと今後の課題について詳細に御説明いただきました。今回の修正だけの話ではないでしょうけれども、生産性のモチベーションアップということで、指摘は難しいかもしれませんが、具体的にどんな効果が期待できるのでしょうか。

それから、既に行っていただいたアンケートでも、それに関連する生産性についてのコメント等があれば、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございます。

個々人の生産性の向上を指標化・外形化することは非常に難しいですが、先ほどお示し した裁量労働制の実態調査においても、自身の能力を最大限発揮できるという主観的な調 査結果がございます。

現在、各社において、モラルサーベイなどを通して、どういった施策が働きがい・働きやすさの向上につながるか、検討・工夫されているところだと思います。

各社で、データに基づく様々な見える化を進める中で、さらにどういった施策が最適か を考えていくことが重要だと考えております。お答えになっていなければ、再度御質問い ただければと思います。

○大槻座長 そうですね。なかなかすぐに労働生産性が上がるというデータというのも難 しいと思いますけれども、それを示唆するような、労働生産性に資するようなデータ等が 何かあるのであれば、また別途お教えいただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、夏野議長からお願いします。

○夏野議長 ありがとうございます。

企画型裁量労働制の導入のために、労働側は濫用が起こるのではないかということをす ごく気にするわけなのですけれども、専門型裁量労働制はきちんと指定職種が分かりやす く決まっている一方で、企画型だとなかなか職種で決めることができないと思うので、何 かほかの条件と組み合わせることによってそれを実現するみたいなことは考え方としてあ るのですか。例えば年収条件とか、ほかの項目と組み合わせて濫用が防げるように、特に 中間所得層とか低所得層に対する濫用を防ぐようなことは考えられないのでしょうか。質問です。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございます。濫用防止というのは大変貴重なポイントだと思っております。

働き方改革実現会議の際にも議論がございましたが、全くの未経験者が裁量を持って働けるかどうかは、議論が必要だと思いますので、例えば大卒3年目以上、などの要件を設けることは考えられると思います。

年収に関しては、裁量の程度が各社で異なる中、年収要件を設けることで実態にそぐわなくなる恐れがあり、慎重に進めるべきと考えております。

一方で、例えば入り口規制として、個々人の仕事の中身・裁量の有無を、チェックリストを用いて上司と人事部が個別に確認し合うという工夫をされている企業様もございます。 そういった各社の工夫も我々で収集しつつ、濫用防止のためにどういった取組が考えられるか、改めて検討したいと思っています。

- ○大槻座長 夏野議長、よろしいでしょうか。
- ○夏野議長 分かりました。

もう一点、時間というのももう一つ重要な要素としてあるかなと思っています。裁量労働制においても深夜勤務などにおいては超過手当を払いなさいみたいな話があると思うのですけれども、僕が経営している会社だと、エンジニアは夜のほうが効率が上がるので、昼間は寝ていて夜中に仕事をしたいという人に、人事部が一生懸命深夜はやめてくださいと言っているみたいなことがあるのですけれども、時間帯については会員企業さんから何か御意見はありましたでしょうか。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) 御指摘のとおり、夜のほうが効率が上がる方もいらっしゃると思います。また、海外との交渉等において、どうしても深夜時間帯に労働が及ぶケースがあり、これを解決できないかとお声をいただくことがございます。

ただし、深夜労働時間帯の就労が身体に大きな負荷を与えるという医学的知見もございますので、裁量労働制の制度設計をする際は、全体の健康確保措置や、高度プロフェッショナル制度・管理監督者制度等の制度全体の体系の中で検討すべきテーマかと考えております。

- ○夏野議長 ありがとうございました。
- ○大槻座長 ありがとうございました。続きまして、水町さん、お願いします。
- ○水町専門委員 ありがとうございます。経団連さんの働き方改革に向けた考え方が大変よく分かりました。

今日は、企画業務型裁量労働制に焦点を当てた改革の提案だったと思いますが、関連して、専門業務型裁量労働制と企画業務型裁量労働制の関係や、さらには働き方改革で入れ

られた高度プロフェッショナル制度のほうがより柔軟というか、深夜労働についても、休日労働についてもかからないという効果があるので、今回は、今の議論が企画業務型裁量労働制について検討会が設けられて進めようという話だと思いますが、全体の枠組みの中で、経団連さんとして、専門業務型裁量労働制についても、本来であれば高度プロフェッショナルについてもということがあれば、併せてお教えいただければと思います。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございます。

以前より水町先生からは、トータルで労働時間法制を再構築するという御示唆もいただいていると理解しております。

経団連ではご指摘の点について具体的な考えに及んでいない状況でございます。今年の経営労働政策特別委員会の中で、新しいコンセプトによる労働時間法制も将来的な課題として考えているところではあり、裁量労働制だけを課題と考えているわけではございませんが、現状、具体的な制度設計まで至っていない状況でございます。

○大槻座長 水町先生、よろしいですか。

今の新しいコンセプトでの考え方というのは、どんな時間軸で、どんな形で動いてらっ しゃるのでしょうか。

- ○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) 経団連のトッププライオリティーとして、裁量労働制の対象拡大をぜひ早期に実現していただきたいと考えており、御質問の件に関してはまだ問題提起をした段階と御理解いただければと思います。
- ○大槻座長 ありがとうございました。続きまして、菅原委員、お願いします。
- ○菅原委員 ありがとうございます。

鈴木様は長年この問題に取り組んでいて、労政審でも御議論されているので、制度の良 し悪しをよくご存知と思います。昨今は働く環境が大きく変わり、デジタル化という環境 の中で働き方を見直さなければいけない。テレワークもですが、今後デジタル技術を活用 した働き方の観点から今の労働法制の限界が顕在化すると思います。

質問の一つは労働側の意見の調査の際に、裁量労働適用者に調査する一方で、企業の中で自律的に働き方を希望している人々のニーズを調査できないのでしょうか。

最近、経団連はベンチャー企業も参加し幅広く検討していると思うのですが、特にスタートアップ企業は、成長軌道に乗るまで社員が必死で働くので、自律的に働くニーズは非常に高いと思います。もちろん、健康管理はきちんとしなければいけないのが前提ですが。本当の裁量労働というのは、健康管理も自分でコントロールしながら働く自律的働き方ですので、スタートアップ企業や新規事業を行う大企業からのニーズはないのでしょうか。

また、企画業務型は、適用者のレベルもあると思いますが、企画業務のプロフェッショナルとして専門業務に入れる発想をしたほうがいいのではないか。専門業務型の業種を増やすのも難しいことは理解していますが。

労働時間の話で、先ほど夏野議長からも深夜労働の話が出ていたのですが、夜間勤務は

メラトニンの分泌が激しくなり、癌の発生率が高いという調査を用いられることがありますが、深夜勤務や労働時間と健康に関するファクト・調査がほかにないのでしょうか。 裁量労働制においてみなし労働時間は、実態に応じた適切な労働時間を働いたとみなしているので、ある意味労働時間を管理されている働き方でもあると思いますが、こうした制度設計の限界についてお考えがあれば教えて頂きたいと思います。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございます。

まず1点目について、御指摘のとおり、ベンチャー企業のニーズをしっかり把握し、議論のドライブをかけていくことは大変重要だと思います。この点、私どもの取組は現状、不十分ですので、対応を進めていきたいと思います。

2点目について、本当にプロフェッショナルな人材であれば、専門業務型に入れてはど うかという御示唆は、考え方としてはあり得ると思います。

ただし、広くプロフェッショナルな人材が就く業務をいかに外形標準化して、この業務はプロフェッショナルな仕事であると客観的に判断するか、は容易でない面もあると考えています。先ほども御指摘がありましたが、例えば勤続年数など、複数の要件を組み合わせて外形標準化することについて、私どもも検討してまいりたいと思います。

次に3点目について、深夜労働に関しての御指摘です。個人的な意見であり、また医学的な知見の検証という点で適当かどうかわかりかねますが、昨今ではデジタル技術が発達しており、ウェアラブル端末を活用した健康状態の把握も急速に進みつつあるのではないかと思います。実証実験を重ねる中で、深夜労働の負荷という点も含めて知見が蓄積され、何か新しいブレークスルーが起こる可能性があるのではないかと考えております。

最後に4点目について、みなし労働時間制において、事業場外みなし労働時間制は、当該業務を通常行うのに必要な労働時間数をみなすため、通常の労働時間制度に近い仕組みと考えられます。一方、裁量労働制は、報酬体系や健康確保措置、業務内容等を総合的に労使で判断してみなし労働時間を設定するという点が肝であると思います。その点が一般的に理解されづらい点であると思いますので、成果に応じて報酬が支払われるという点を、私どももより分かりやすく説明していければと考えております。御指摘の趣旨が違えば、おっしゃっていただければと思います。

- ○大槻座長 菅原委員、よろしいでしょうか。
- ○菅原委員 おっしゃっていることはよく分かります。伺っていると、現在の裁量労働制 の様々な条件の中では限界があるように感じました。むしろ、高度プロフェッショナルや 労働契約法に近い形での新しい仕組みを考える方が実際のニーズには合っているのではないかと感じました。
- ○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木専門委員、お願いします。

〇鈴木専門委員 早稲田大学の鈴木でございます。本日は御説明いただきまして、ありが とうございました。大変よく分かりました。 皆様は内容について御質問いただいていたと思いますので、私からは手続の面について 御質問したいと思います。

企画業務型裁量労働制は導入に際してやや特殊な手続を取っているかと思いますので、 それが若干使いにくいという声もよく聞かれるところなのですけれども、具体的には、労 使委員会の設置及びそこでの議論みたいなところが一番ネックかなと思っているのですが、 労使委員会の設置についてどう考えているか、あと労使委員会はほとんど企画業務型裁量 労働制を導入するときしか使わないような組織なので、何かほかの組織と代替して、それ を労使委員会として使っているとか、実態を教えていただければと思います。

あわせて、使いにくいのであれば、どういう形にすればいいかというところを教えてい ただければと思います。よろしくお願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございます。

私どもは労使委員会の設置については、手間がかかるという声も聞く一方で、先ほど御 指摘がございましたように、制度の濫用防止や、業務における裁量の有無の判断、という 意味で、大変重要な機関だと受け止めております。

確かに、労使委員会が企画業務型裁量労働制だけに使われているのではないかという御 指摘については、その他の本社レベルでの委員会等と統合するなど、改組の可能性はあろ うかと思いますが、現時点、裁量労働制の見直しという局面においては、事業所別の労使 委員会を確実に機能させることを優先して議論に臨みたいと思っております。

なお、運用上の話について、ある企業では労使委員会が形式化してしまうため、日常的な組合との話合いの中で裁量労働制に関する議論をしているということで、これは個別の企業事例ですので一般化はできませんが、マルチプルな労使のコミュニケーションのツールを用いて運用している企業様もあるということを参考に御紹介いたします。

- ○鈴木専門委員 ありがとうございます。
- ○大槻座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。御意見、御質問等はよろしいでしょうか。

それでは、本件の議論はここまでとしたいと思います。本日御説明いただきました御意見、その後の議論を踏まえまして、裁量労働の対象範囲、あるいはより広く、働き方全体等々について、今後また当方でも論点、課題を整理して議論を進めていきたいと思います。

それでは、日本経済団体連合会様は御退出をお願いします。本日はありがとうございました。

○一般社団法人日本経済団体連合会(鈴木本部長) ありがとうございました。失礼いた します。

(説明者 退室)

○大槻座長 続きまして、議題2「養育費の確保に関する取組」に移ります。

本件については、現在、法制審議会において制度の見直しに向けた議論が行われていますので、まず、法務省さんから養育費の確保に向けた取組、特に裁判手続に関する現在の

議論の状況を御説明いただきまして、その後、ひとり親の当事者の方、ひとり親を支援されている団体様、弁護士の方から順に御意見を伺っていきたいと思います。

それでは、初めに法務省さんから御説明をお願いしたいと思います。御説明者の方を御紹介します。法務省民事局官房審議官の堂薗幹一郎様、法務省民事局参事官の北村治樹様にお越しいただいています。10分程度で御説明をよろしくお願いします。

○法務省(堂薗審議官) 法務省民事局担当審議官の堂薗でございます。よろしくお願い します。

それでは、「養育費の確保に関する裁判手続の見直しに向けた検討状況について」という資料に基づきまして、御説明いたします。

まず、養育費の支払い状況に関する現状につきましては、厚生労働省で平成28年にひとり親世帯の調査をしたものがございます。養育費につきましては、父母間で取決めをした後、それに基づいて支払うということになるわけですが、養育費に関する取決めがされている割合が母子世帯で42.9%、父子世帯では20.8%でございます。

さらに、現実に養育費の支払いがされている割合が母子世帯では24.3%、父子世帯では3.2%でございまして、取決め率、支払率ともに非常に低いという現状にございます。

この理由につきましては様々な点が指摘されているところではございますけれども、もちろん支援が不十分であるという御指摘もございますし、日本の場合には非常に協議離婚が多いという特色がございまして、諸外国ですと、離婚するには裁判所の関与が必要というところが多いわけですけれども、そうしますと、裁判所が関与して、離婚の際に養育費の取決めもされるというところがございますが、我が国の場合は9割近くが協議離婚ということもあって、離婚の際に取決めがされていない場合が多いという指摘もされているところでございます。

他方で、法務省のほうで離婚届のチェック欄を設けまして、離婚届を提出する際に養育費の取決めをしているかという調査をしているものもございます。

こちらにつきましては、養育費の取決めをしているというチェックをしていただいているものが、最近では60%中盤ぐらいまでになっています。このアンケートは平成24年から始めたものでございますけれども、開始当初は5割を切っていたと記憶しておりますが、徐々に上がってきて、現在は60%中盤になっていますが、そこからは頭打ちの状態です。平成28年の調査と大分割合に違いがあるところでございますけれども、平成28年のほうは当然平成24年以前に離婚されて、未成年のお子さんがいらっしゃる方も含めて調べたものでございまして、法務省のほうは24年以降に離婚届を出す際に調べたものというところがございますので、若干そういうタイムラグもあって、こういった違いが出ているところがございますので、若干そういうタイムラグもあって、こういった違いが出ているところがございます。

このほか、エビデンスベースドで議論を行うため、法務省では、ここには書いてございませんが、父母の離婚を経験したお子さんや協議離婚をした経験を有する父母らを対象と

いたしまして、アンケートを実施して調査をしております。

今回の報告との関係で言いますと、協議離婚をした父母に対する調査結果によりますと、養育費を受け取っていないにもかかわらず強制執行などの手続を取っていない理由といたしまして、まずは費用がかかるということを挙げた方が3割弱、債務名義、いわゆる家庭裁判所の審判書や公正証書などがないので強制執行ができていないという方が2割程度という状況でございます。

このような状況を踏まえまして、現在法務省では、法制審議会で養育費に関する法制度 の見直しについて検討を進めているところでございます。

2つ目の〇にありますように、ここでの検討テーマの1つが「父母の離婚後の子の養育の在り方」であり、養育費に関するものはここに含まれます。それから、「未成年養子縁組の在り方」、「財産分与制度の在り方」の3つを主なテーマとして進めております。 ①については、養育費に関する制度について抜本的な見直しをするために、子の養育の在り方に立ち返って検討をしており、親の権利という形で書かれている「親権」概念自体の見直しや、子の養育に関する基本的概念の整理、あるいは子についての決定、これは子の進路、子に受けさせる医療行為の内容を離婚後どういう形で決めていくかというものですが、このような決定のあり方や、養育費、面会交流といった父母の離婚後の子の養育の在り方について包括的な検討を行っているところでございます。

現在、1巡目の議論の終盤にかかっているところでございまして、今後2巡目の議論を 行った上で、来年度初頭にも中間試案を取りまとめて、パブリックコメントに付した後、 その結果を踏まえて最終的な取りまとめに向けた調査審議を行う予定にしております。

この部会では、ファクトベースで検討を進めるために、他の部会等にしてもかなり多くの関係者からヒアリング等を多く行っているという特徴がございます。

それから、法務省では、一番下の〇ですけれども、法制度の見直しのほかにも、自治体と連携したモデル事業を通じて公的支援の在り方に関する調査研究を行い、ここで得られた結果を、効果的なものについては関係省庁と連携して横展開をしたり、あるいは法改正の資料にしたりすることを考えているところでございます。

次に、「具体的な論点」でございますけれども、前提といたしまして、現行制度はどうなっているかというところでございます。

養育費というのは子の監護に要する費用のことをいいますが、実際には子と一緒に住んでいる親が住んでいない親に対して請求する。基本的には当事者間の話合いでその金額を決めますが、話合いがまとまらないときには裁判所がその額を定めることになっております。

さらに、その取決めを裁判所の調停、あるいは審判、公証人の前で合意が成立して公正証書が作成された場合には、支払いがされませんと、これらの債務名義に基づいて相手方の給料、あるいは預貯金を差し押さえて強制的に取り立てることができることになっております。

この養育費につきましては、現在の民事執行法上も様々な特例措置、ほかの債権にはないような有利な取扱いがされているという現状にございます。

現在、家族法制部会では、さらに裁判手続を利用するためのハードルを下げるという観点から検討を行っておりまして、父母間の問題とされている養育費について、子のためのものであることをより明確にし、その概念や法的性質自体を見直すことを検討しています。現在、民事執行法という手続法の中で特例的な扱いをされておりますけれども、さらなる優遇的な取扱いをするためには、その基となっている民法自体に養育費の重要性をきちんと位置づける必要があるのではないかという指摘に基づいて検討されているところでございます。

次に、具体的な論点について幾つか御紹介いたします。

まず、「義務者の住所の探知」ということでございますが、養育費の請求をする場合に、裁判の申立ての場合には基本的に相手方の住所を申立人のほうで特定する必要があります。ただ、離婚後に相手方が住所を転々としている場合には、その資料を取るのに申立人の負担がかかるということがございます。

それから、全く所在不明になっている場合につきましては、現行制度では公示送達という制度がございまして、所在不明のまま債務名義を取れるという手続になっておりますけれども、これにつきましては、所在不明であることを基本的に申立人のほうに立証していただくことになっておりますので、そういった関係で、住民票のある住所に行って現在そこに住んでいないという資料などを取ってきていただくという取扱いがされているところでございまして、こういったことが負担となって裁判手続の利用を諦めてしまう者がいるという指摘がされているところでございます。

そこで考えられる見直しの方向性といたしまして、養育費に関する裁判手続においては、例えば裁判所が直接または間接に住基ネットを使って相手方の住所を確認できる制度を設ける。あるいは、公示送達制度についても、先ほど申し上げたような申立人による現地調査を要しないといった規律を設けることなどによって、申立人の負担を軽減するといった方策が検討されているところでございます。

3ページに、現在部会で指摘されている検討課題等を記載しています。基本的に、裁判の場合に相手方の住所を申立人のほうで特定するというのは、裁判は一般にそういう原則が取られておりますので、養育費についてそういった措置を取る場合にどの範囲にすべきかといった問題、あるいは住基ネットについては、行政目的で作られたものですので、裁判所がこれを直接利用することは司法権の独立の観点から問題はないかという指摘がされています。

現在も裁判所に対しまして、住所が分からない場合には、戸籍の記載事項について調査 嘱託をすることで対応することは可能なわけですので、そういった方法では駄目なのかと いった指摘もされております。

それから、所在不明の場合に行われる公示送達手続につきましては、事実上、相手方が

気づかないうちに債務名義がつくられることになりますので、手続を簡略化することについては、相手方の手続保障の観点から問題もあるのではないかといった指摘もされているところでございます。

次に、2番目の「義務者の収入の把握」でございますが、基本的に養育費の金額というのは、申立人、相手方のそれぞれの収入額などを考慮して決められることになりますけれども、相手方の収入額が分からない場合に、裁判所が先ほどの調査嘱託を行うわけですが、これについて、例えば税に関する調査嘱託をした場合に、守秘義務があるので回答を拒まれることがあるといった問題点が指摘されているところでございます。

そこで、考えられる見直しの方向性としては、調査嘱託には応諾義務、回答する義務があって、個人情報保護を理由に拒むことができないことを明確化する必要があるのではないかといったことが検討されております。

ここでも、調査嘱託自体につきましては、現行法上も調査嘱託を受けたほうについては 公法上の応諾義務があると一般的には解されておりまして、規程で明確化する場合には、 例外事由をどういう形で設けるかですとか、あるいは、不服申立てをどういう形で設ける かといった点を検討する必要があるということになろうかと思います。

それから、3番目の「財産の把握」ということで、債務名義に基づいて養育費の強制的な取立てをする場合には、現行法上は申立人のほうで、相手方にはこういう財産があるのでそれを差し押さえてほしいという申立てが必要となりますが、申立人が相手方の財産状況を把握していない場合がございます。

これにつきましては、現在、民事執行法で第三者から情報を取得できるという制度がございます。ただ、これを法律専門家ではない一般の方が利用するのはなかなか難しいといった指摘がされておりますし、金融機関でどういった預金債権を持っているかといった情報を取得するためには、金融機関ごとに申立てをする必要があることもあって、手続的な負担になっているという指摘がされているところでございます。

この点につきましては、権利者による一回的な申立てで、義務者の給与債権、不動産に 関する情報、あるいはマイナンバーと紐付けられた預貯金債権といった情報を一括的に取 得できる制度を設けてはどうかといったことが検討されております。

ただ、ここで「マイナンバーと紐付けられた預貯金債権」と書いておりますが、これは 御承知のとおり、本年の通常国会で成立した法律におきましても、預貯金債権とマイナン バーの紐付けがされているものは、預貯金債権者の申請などに基づいたものに限ってされ ておりますので、一般的に全て紐付けられているわけではないので、紐付けられているも のについて、その情報を取得できるようにするという提案がされているというものでござ います。

これにつきましても、簡易な手続で情報を取得できるということになりますと、相手方の手続保障についてもきちんと図る必要があるのではないかといった指摘等がされてございます。

最後の「④差押え手続の簡易化」でございますが、これは③をさらにもう一歩進めたようなものでございまして、③は相手方の財産に関する情報を取得する手続を簡易・一括に行うものですが、④はさらに財産の差押えをし、これを換価して養育費の支払いに充てるといった、差押え手続まで簡易・一括で一回的に行われるようにしたらどうかというものでございます。

これにつきましては、裁判所のほうで養育費の債権者のためにそういった形で手続を進めていく方法がいいのか、あるいは行政によるサポートの形で進めていくのがいいのかといった役割分担についても検討すべきではないかといった指摘がされているところでございます。

このほかにも、法制審議会の各部会では、養育費に関する見直しに関しまして様々な議論がされておりまして、例えばあらかじめ養育費に関する取決めをしなければそもそも協議離婚をすることができないようにしたらどうかといった提案があり、それについての是非、あるいはDVがある事案など、離婚前に父母間で協議をすることが困難な場合があることを念頭に置きまして、当事者間で取決めや裁判所の判断がされなくても、法律で定められた一定額の養育費請求権が離婚時に自動的に発生するといった暫定的な仕組みをつくって、不払いの場合には強制執行することができるようにするといった制度の構築についても議論がされているところでございます。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございました。

続きまして、ひとり親の当事者の方から御説明をお願いしたいと思います。川上輝代様、5分程度でよろしくお願いします。

○川上氏 川上輝代と申します。東京都在住の46歳。DV、モラハラが原因で離婚しました。シングルマザー歴は5年になります。子供は9歳、小学校3年生の男の子と生活しています。

離婚を優先したため、養育費の取決めをしないままで居りましたが、離婚してから4年 経過した頃に養育費の支払いを求めるため、裁判所に申立てを行う決意をいたしました。 離婚直後は仕事、育児、引っ越し、転園、入学準備などがありましたので、私の場合は養育費の申立てを決意し、行動を起こすまでに4年かかりました。

サポートに関して、私の場合は裁判所に申立てを行いましたが、子供が生きて生活していくために養育費は支払ってもらって当然のもので、私も子供も受け取れる立場のはずなのに、申立てをした側が全て自分で調べなければならないという孤独感が大変大きかったです。裁判への最初の一歩のハードルがとても高くて、どこでどのように手続をしたらよいかも分からず、もっとサポートをしてもらえる相談環境を充実させていただきたいと思っております。

相手方の住所の特定に関しては、やはりここが一番難しかったです。裁判所に申立てを 行う際に、役所に転出先を教えてもらって記載しましたが、居住している様子がないた め、再度相手方の住所を調べてほしいと戻されました。結局特定はできなかったのですが、探偵を雇って調べてはどうかという話もありましたけれども、費用を考えれば現実的ではなく、結局相手方の住所が分からないということで申立てを取り下げることになりました。

一人で生活をしながら必要な書類の準備や相手方の住所も自分で調べなければいけない ということは、DV、モラハラがあった私にとっては労力的にも、精神的にも非常に負担 が大きかったです。

支払いの確保なのですけれども、申立てを取り下げる前にもっとできることはあったかもしれませんが、仮に裁判で養育費を支払ってもらえることになったとしても、子供が二十歳になるまでの間、本当に最後まで支払ってもらえるかというのは分からないわけで、支払いが滞れば、養育費の取立てのためにまた裁判をしなければならない。最後までちゃんと払ってもらえるかも分からない養育費のために費やす労力や精神的負担をてんびんにかけたときに、私は諦めてしまいました。

スケジュールですが、今回法務省のほうで養育費の確保のために議論が行われているということでありますが、子供というのは毎日毎日成長していて、学びたいこともやりたいことも変わっていきます。子供が大きくなってしまう前に、一刻も早く裁判に必要な労力を軽減してもらって、最後まで親としての責任を果たしていただけるような制度の見直しを行ってもらいたいと思っております。

私からは以上です。

○大槻座長 ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人ひとり親支援協会様から説明をお願いしたいと思います。一般社団法人ひとり親支援協会代表理事の今井智洋様、5分程度でよろしくお願いします。 〇一般社団法人ひとり親支援協会(今井代表理事) ひとり親支援協会の今井と申します。

我々はひとり親が9,000名登録されている団体でございまして、交流サークルを運営しております。ひとり親を孤立から守るため、生活向上のために活動しておりまして、我々の活動の詳細については、パワーポイントの資料1を共有しておりますので、よろしければそちらを見ていただきたいと思います。

そういった団体なのですけれども、今回養育費に関する裁判手続に関して緊急のヒアリング調査を行いました。32名に回答いただきまして、その内容について私から原文ままの状態でお伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、1つ目ですけれども、裁判手続のサポートの課題のお声が大変多かったです。黄色についてはひとり親の悲痛なお声、太字につきましては改善案といいますか、こうしてほしいという要望でございます。

裁判は分からない用語だらけだったり、自分で全部調べなければいけない大変さだったり、DV、モラハラにつきましては事情説明でフラッシュバックがある、裁判のやり方は

誰も教えてくれない、裁判所は親切でない、労力がかかるというお声がありまして、裁判の手続のサポートを拡充してほしい、寄り添って相談できる窓口が欲しい、ガイドブック、動画などといったものでポイントが分かるようにしてほしい、裁判所によって対応が違うので、そこら辺もハードルを下げるようにしてほしい、裁判所のホームページは情報量が多いので、養育費に特化した情報をまとめるページを作ってほしいというお声がありました。

緑色につきましては、費用にかかるハードルに関する問題です。弁護士さんも関係されるので恐縮ですけれども、弁護士費用が高くて、養育費の回収がもしできない場合はマイナスになってしまう、そもそも高くてひとり親家庭にはなかなか利用できないというハードルがあります。

2番目は、相手方の住所の特定についての課題です。働きながら相手方の住所を探さなければいけないことはかなり負担であるとか、せっかく公正証書をもとに差し押さえても、内容証明を送る先が変わっている問題だったり、把握している住所に住んでいない、どんなに対応しても逃げ得ということがありますので、強制執行をするにも手続のハードルが多くて大変であるという問題があります。

そういったところにつきましては2点ございまして、1点目は裁判所のほうで相手方の 住所を特定してほしい、自治体と連携して取得できるようにしてほしい。また、マイナン バー制度とひもづけて対応してほしいというお声もありました。

こちらについてもお金の問題なのですけれども、謄本取得の費用や労力、探偵を雇って 住所と特定してはどうかと行政に言われたのですけれども、費用がそもそも高いという問 題があります。

3つ目は、裁判スピードの課題でございます。子供というのは一刻一刻成長していきますので、国の制度改正とか検討を法務省を中心にいただいておりますけれども、それはなかなか待てないというお話や、養育費を支払うことが決まったとしても、ずっと払える保証がない、やはり逃げられてしまう可能性があるといったところをてんびんにかけたときにそもそも請求自体を諦めてしまっている。

一刻も早く裁判に必要な労力を軽くしてほしい、最近だったらオンライン裁判という取組もある。養育費はどうしても継続的に要した中で支払いが滞ってしまうケースがあるので、一括で請求したい。強制執行をすぐにできる仕組みや、裁判所自体が土日にやっていないケース、どうしても時間がかかるケースが多いので、土日を開ける、またはADRというものがありますけれども、この強制力もより持たせるようにしてほしいというお声があります。

最後もお金に関するところなのですけれども、裁判にかかるお金と養育費がもらえない というところをてんびんにかけたときにしんどいというお声があります。

そのほかに関するところなのですけれども、ここも大きく2点ありまして、1点目につきましては逃げられてしまうケースで、強制執行してほしい、もしくは給与や税金のよう

に給与からの天引き、銀行口座からの引き落としを国が強制力を持った形でしてほしいというところでございます。

もう一つは、いわゆる算定表の問題で、算定表自身が今の時代に見合ったものになっていない、低過ぎるという問題や、自営業者につきましては所得について自由にできてしまうところがありますので、そういったところについても見直し、対応をしてほしいというお声もあります。

養育費がもらえないことで、遺族年金に関わったりするところもありますので、そういったところも対応してほしいという思いもありました。

養育費の問題につきましては、一つ一つ手続が物すごくかかってしまう、ハードルが高いという問題、費用がかかってしまうという問題でそもそも諦めてしまっているケースが多いので、ハードルが低くなることで養育費の不払いの問題もよくなっていけばいいなと感じる次第でございます。

私からは以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございました。

続きまして、浜田・木村法律事務所様から御説明をお願いしたいと思います。御説明者 は浜田・木村法律事務所弁護士の浜田真樹様、5分程度でよろしくお願いします。

○浜田・木村法律事務所(浜田弁護士) 浜田でございます。本日はこのような貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。私の技術上の問題で、資料の画面共有はせずにこのままお話しさせていただければと存じます。

私の自己紹介につきましては、レジュメに記載したとおりです。大阪で弁護士をしておりますが、20年目に入りました。ここに記載したもの以外では、家庭裁判所の調停委員の立場もございまして、その立場からも子供、養育費等に関わっておるということでございます。

この仕事柄と申しますか、子供に関する事件を比較的多く取り扱ってきましたので、その意味を踏まえてお話を差し上げたいと思います。

次のスライドでポイントとして申し上げた点、ここに尽きるということではありますけれども、まず指摘したいのは、養育費はお子さんのためのものであるということを明確にしてほしいということでございます。より端的に申しますれば、養育費を受けるというのは子供の権利であるということが明確化されることに期待をしております。

もっとも、これは実は言うほど簡単なことではございませんで、法律上の今のところの 位置づけはまだ明確ではない。この部分を明確に捉え直す作業は必須であろうと考えてお ります。

ここ以下は、事務局の依頼に基づいて、裁判段階の課題についての意見を何点か申し上げたいと思います。方策検討の前提といたしましては、司法へのアクセスがなお困難である現実です。ここの「司法へのアクセス」と申しますのは、当事者の方が裁判手続に直接たどり着く場合もあれば、私どものような弁護士にまず御相談いただいて、そこからつな

がるという手も本来はあるはずなのであります。

ところが、先行するお二方とも申されましたように、費用の問題等で弁護士へのアクセスというのが必ずしも十分ではない。私も弁護士仲間が全国におりますけれども、そのような様相は、実は東京、大阪などではまだましなほうで、地方に行けば行くほど、弁護士の、例えば距離的な問題、時間的な問題、人数的な問題といろいろなところがございまして、その課題は実は地方においてより一層大きいのではないかという感想を抱いております。

そのため、私どもとしては、ぜひとも弁護士に御相談を、お力になれますよということは申し上げる一方で、当事者御自身でここに対処いただけるような方策は必須であろうと考えております。

次のスライドは弁護士白書から持ってまいりましたが、弁護士の関与率は増えたとはいえ、今でも全国で53.7%にとどまるといった現状です。

こういった中で、法改正が有する意味ですけれども、結局のところ、養育費が一定程度 優遇されているというのは先ほど法務省からも御説明があったとおりですけれども、ここ が民法にきちんと書かれるということはとても大きいと思うのです。それは結局、国がこ の問題を見過ごさないよということを国民に向けて端的に知らしめること。それによって 理解が進み、払うほうも、あれは払わないといけないものという理解が進むということ は、今後ぜひとも目指されるべきところであろうと考えております。

次に、申立て段階の検討資料ですけれども、現住所地の探索を不要にすることについては極めて重要だと思います。所在地の確認というのは、我々弁護士にとっても実はなかなか悩ましくて、ここ数年を思い出してみましても、私は大阪ですけれども、東京、横浜、岡山などに現地調査に出向かざるを得なかったところがございます。まだ私は仕事でやるからいいですけれども、当事者の方の負担はとても大きい。それは結局、手間がかかるだけではなくて、もう諦めようというところにつながっているというのが先ほどの御意見にもあったとおりかと思います。

次に、審理段階のところで、調査嘱託の応諾義務は、先ほど御指摘があったのと同様ですが、自営業者などについてはどこまで応じてくださるかというのは私の中では少し懸念もございますけれども、法律にうたうことになりますと大きな意味を持ってくる。ここについても期待をしたいところでございます。

執行段階に基づいたときに、マイナンバーとひもづけることになると、これは当事者も そうですけれども、我々弁護士にとっても労力が減る方向に作用すると思って、期待をし ております。

差押えを考えるときにまず頭に浮かぶのは給与債権です。何らかの理由で給与債権は少し難しいかなとなったときに、預金債権を調べます。預金債権は、どこの銀行にあるかから分からないということになると、現行制度が整備されてきたとはいえ、まだまだ弁護士がやるにしても、まあまあ負担はかかっているところでございます。こういったところの

見直しがなされることは、とてもありがたい話だと思います。

最後の執行段階の差押えの負担軽減のところですが、今申し上げたように、弁護士がやることの労力よりも、さらに当事者の方の負担は大きかろうと思いますので、この点を養育費について特別に負担軽減を図るということは、最初に申し上げた国民のこの問題の重要性への理解という意味でも重要なことになってくるのではないかなと思います。

最後に、レジュメがございませんが、法改正の時期についての意見を若干補足したいと 思います。

現時点で対処が必要なことはもう明白でございまして、速やかな改正が望ましいというのは間違いないところだと思います。ただ、権利の位置づけというところでも申しましたが、実はそれも相当悩ましい手続ではございまして、どうしても時間がかかる。私も今まで法改正にいろいろと関与させていただいていますけれども、その中で一定の時間がかかるというのは仕方ないかなというところではございます。

とはいえ、相反するところはございますけれども、限られた時間の中で、かつ、十分な議論を行って、しかも結果を出していただくということは、綱渡りのようなところはございますけれども、民法全体の論理性が保たれることを前提に、速やかに議論が進められて、法改正に結びつくことを私からも期待を差し上げて、ここまでで終えたいと思います。

長くなりました。失礼いたしました。

○大槻座長 ありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。皆さん、いつもどおりでよろしくお願いします。

まず、夏野議長からお願いします。

○夏野議長 夏野です。

この問題は、今法務省さんも含めて、困っている方、実際にひとり親になってから困っている方の御意見、調査の結果などをたくさんいただいて、これは非常に有益だし、一刻も早く解決しなければいけない問題だと思ったのですが、社会に対する影響は実はもっと広範だと思っています。これはまだ結婚していない、あるいはこれから結婚的なことを考える女性たちにとって恐怖になっているわけですね。つまり、結婚しても子供ができた後に別れてしまって、貧困になってしまうのは恐怖だということで、皆さんが取り組んでらっしゃる問題は、実は当事者である140万人の方だけではなくて、その10倍も20倍もいる全ての結婚適齢期の人たちにとってすごく大きな影響を与えている問題で、これが日本の晩婚化、少子化に絶対的につながっている問題だと感じています。

そういう意味で、今御指摘もありましたけれども、これから法務省さんに質問させていただきたいのですけれども、1巡目の議論が終わってこれから2巡目に入ろうとしているというお話もありましたが、加速しなければならないと思います。加速するために何ができるのか、あるいはどんなことをすればこの議論が加速できて、もっと早く対処ができる

のか。今日の発表を伺っていると、やらなければいけない項目というのはほぼ見えている ようにも感じます。どうしたら加速できるかについてぜひ御意見を伺いたいです。

- ○大槻座長 それでは、法務省さん、お願いします。
- ○法務省(堂薗審議官) 法務省民事局担当審議官の堂薗でございます。御質問ありがと うございます。

まさに我々も、養育費の支払い確保というのが喫緊の課題であるという強い認識を持って議論を進めているところでございまして、法制審議会においても精力的に議論が進められているという認識でございます。

さらに、法務省におきましては、先ほども申し上げましたけれども、法制度面の改正だけではなくて、現時点における運用面の改善ということで、手続案内のための動画を作成したり、支援の窓口になっている市区町村において、現状ですと、例えば離婚届を出す戸籍の窓口と、実際にひとり親の支援を行う窓口が別々であり、そこの連携はまだ十分にできていないのではないかという問題意識もありまして、厚生労働省と協議をいたしまして、そこの連携がうまくいくようにということで文書を発出したり、その文書を発出する際には、法務省がやっている制度と厚生労働省がやっている支援の制度が一覧できるような一枚のリーフレットを作って、それを配っていただくといったいろいろな取組をしながら進めているところでございます。

法制審の議論につきましては、本当にこの問題についてはいろいろな角度からの御意見があって、そこを調整しながら最終的な落としどころを探っていくという状況でございますので、もちろんこちらとしてはできるだけ早急に取りまとめをしたいと考えているところではございますけれども、そういった面でもう少しお時間がかかってしまうところがあるのは御理解いただければと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

- ○大槻座長 夏野さん、よろしいでしょうか。
- ○夏野議長 規制改革会議として後押しできるようなことがあれば、したいと思いますので、ぜひ連携をさせていただきたいと思います。

以上です。

- ○大槻座長 ありがとうございます。
 - 続きまして、村上専門委員、お願いします。
- ○村上専門委員 どうもありがとうございます。

先ほどの法務省の御説明の最後に、養育費の取決めを離婚時に自動的に行うことも検討中ということでしたが、これは有効だと思います。特に、先ほど弁護士の方からお話がありましたが、子供のために一括して信託して支払う制度を設けたり、お金がない場合はローンを組んででも支払うといった制度設計も組み合わせたりして、裁判に至る前に確実に支払ってもらう制度も併せて検討するのがいいと思いました。

その辺り、法務省としてのお考えを教えていただけますでしょうか。

- ○大槻座長 法務省さん、お願いします。
- ○法務省(堂薗審議官) 法務省でございます。

まさに、なかなか協議ができずに養育費についての取決めができないというところがございますので、その点につきましては、協議が成立しない場合も離婚時に一定の額、その一定の額をどのようにして決めるのかというところが問題となり、最低限この額はという額にするのか、あるいは標準的な養育費の額にするのかといったいろいろな課題はあるところでございますけれども、法定の請求権が成立するようにして、それに基づいて、支払いがされない場合には強制執行等もできるようにするということを今検討しているところでございます。

ただ、この点につきましても、こういう制度を設けますと、例えばDVのような問題を 抱えている方にとりまして、離婚すると直ちに養育費の請求がされることになるので、相 手方が離婚に応じなくなるのではないかといった御懸念などもございますので、特に離婚 に絡む問題については、DVの問題をどう解決していくかという辺りが非常に大きな問題 でありまして、そこについてはDV問題を所管している内閣府などとも連携をし、DV問題 の対策も進めながら、この問題の検討を進めていく必要があるのではないかといった議論 はされている状況でございます。

私からは以上でございます。

- ○大槻座長 村上さん、よろしいですか。
- ○村上専門委員 ありがとうございます。

確かに養育費支払いのせいで離婚に応じてもらえないという問題はあると思いますが、 強制執行ではなく、信託してあらかじめお金を確保するということもぜひ検討していただ ければと思います。

以上です。

- ○大槻座長 今の点で、信託の制度を使うことについては、俎上にはのっているということでよろしいでしょうか。補足でお願いできますか。
- ○法務省(北村参事官) 法務省民事局参事官の北村でございます。

養育費に関しましては、理論上はまだ日々発生していくと整理されておるところですので、その将来の分の信託をするといった点については、まだ議論はしておりません。

私からの御説明としては以上になります。

○大槻座長 分かりました。

続きまして、工藤専門委員からお願いします。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

学校現場に40年近く携わってきた立場からお話をしたいと思うのですけれども、本当に40年前から何も変わっていないという印象ですね。とにかく、ひとり親、特に母子家庭になった子供たちが本当に苦しい思いをしているという実態をずっと長く見続けてきました。一向によくなっていないと思います。

今日御説明いただいたのですけれども、できることはすぐにやってほしい。お話を聞きながら、裁判所が必ず上手に関わるという仕組みが必要なのかな。離婚に関しては必ず裁判所が関わって、何らかの支援をしてくれるシステムが必要なのかなと思います。先ほど事例を発表してくださった方、特にDVとかモラハラといった中で苦しんでいるお子さんも年々増えてきているのかなと。もしかすると昔からあったのでしょうけれども、それが見えづらかったのかなといったことも感じます。なかなか元夫の立場の人と関わりが持てない中で、請求をしなければ出ない、請求しても出ないという状況にあるのであれば、何らか国が一定の支援ができて、それを逆に国側が請求をするといった仕組みまでできないのかなといったことを感じていました。

先ほど夏野委員もおっしゃったように、これは日本全体に関わる問題だと僕も強く思っています。労働人口がずっと減っている中で、ますます女性の活躍が求められる社会にならなければいけないし、例えば出生率が下がっていることもそうなのですけれども、多くの女性の方々が結婚して出産をして、それでも安心して生活ができる、または、離婚を勧めるわけではないですけれども、離婚がしやすい環境、離婚しても全然オーケーだというシステムづくりが日本には求められているのだと思うのですね。

そういった意味で、いろいろな制度改革が必要であれば、それぞれの立場で進めてほしいと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

法務省さん、何かコメント等はございますでしょうか。

○法務省(堂薗審議官) いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。 御意見を踏まえて検討を進めていきたいと考えてございます。

今の御意見の中で、養育費の支払いがされない場合に、国のほうで立て替えをして、国のほうが義務者に支払いを求めるといったことも考えるべきではないかという御指摘もいただいたところでございます。

こういった御意見もあるというのは、こちらも重々承知しているところではあるのですけれども、国のほうで助成をしていくことになりますと、福祉的な観点から行う給付行政という側面を有することになり、法務省だけでできることではなくなる、関係省庁と協議をしながらやっていく必要があるような案件であるとこちらとしては認識しておりまして、そういった議論も今後進めていく必要があるとは考えておりますが、まずは法務省では、民事基本法制の改正でできることを速やかにやっていくということで、今検討を進めている状況でございます。

以上でございます。

- ○大槻座長 では、森専門委員、お願いします。
- ○森専門委員 ありがとうございます。森でございます。

まず、今までの先生方からのお話にありましたように、これは非常に大きな国益を損じ

ている案件だなと思っております。私からは2点、お伺いいたします。

まずは先ほどの川上様からもあったと思うのですが、子供が小さいときには保護者の精神状態が非常に大きく響いてきます。その頃に受けた傷が回復しないまま大人になってしまう、人生の基盤となってしまうようなところもあり、その後の人生へも大きい影響を与えていると思われます。今法務省さんからお話があったところではありますが、やはり国の養育費立替えを考えないといけないのではないか、と考えます。

なぜかと申し上げますと、父子でも母子でも離婚直後であっても子供の成長は続いていくというのは先ほどお話があったようなところです。保護者が心理的打撃を受けている直後であっても、ある程度安定した生活基盤を子供に与えるためには、まずは立替えをすることが先に来るのではないか。

私が調べたところによりますと、国による養育費立替えに関しましては、昨年度法務省さんのほうで勉強会があると伺っているので、できましたらその状況についてご説明いただきたい。またスウェーデンやフランスといったところではもう既に立替えを行っているということですので、その辺の海外での状況も合わせてお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、例えば川上様の場合、法の手段を取ろうとして4年間がかかるわけですね。 そのときに、法テラスに頼るというお考えはなかったのでしょうか。私自身、何か法的課題があればまずは法テラスに伺えば大丈夫だろうという安心感が今まであったのですけれども、そういうところは機能しないということになるのでしょうか。これは浜田先生にもぜひお答えいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○大槻座長 ありがとうございました。
- ○中室座長代理 座長、私の質問も今の森先生の質問とほとんど同じなので、今このタイミングで発言をさせていただいてよろしいでしょうか。
- ○大槻座長 お願いします。
- ○中室座長代理 今の森先生、あるいは工藤先生の御指摘と非常にかぶっていますので、 このタイミングで発言させていただきます。慶應大学の中室と申します。

今の話を聞いていて明らかなことは、養育費の支払いを夫婦間でやるということが不払いを生み出す重大な原因になっている、それが根本的に駄目な構造だと思うのです。ですから、森先生や工藤先生がおっしゃるように、これは国の機関が代理徴収をして強制的に支払わせるという仕組みをつくらないと駄目だと思います。それについて法務省さんのほうで御検討いただいているのは理解しているのですけれども、そのタイムラインをぜひ教えていただきたいと思います。100年後とかというのは全然駄目だと思うので、どういうタイムラインでやるのかということを教えていただきたいと思います。

海外にもたくさん事例があって、森先生からスウェーデンという話がありましたけれど も、韓国等にも養育費履行管理院というものがあって、そういうことをやっているという 例がありますし、現在の養育費の不払い額は3500億にも上ると言われていて、これが再 分配を妨げている重大な理由になっていると思っていますので、この問題は夏野議長が先 ほど来何度もおっしゃっているように秒速で解決していかなければいけない問題だと思い ます。タイムラインを教えてください。お願いします。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、法務省さん、お願いします。

○法務省(堂薗審議官) 民事局担当審議官の堂薗でございます。御質問ありがとうございます。

まず、立替え払い制度についての検討状況につきましては、先ほど申し上げましたように、法務省単独ではできない案件でございますので、現在厚生労働省とその点に関する検討を進めている状況でございます。

養育費に関する公的支援といいましても、現在諸外国には様々な類型がございまして、御指摘があるように、公的機関が立替え払いをした上で、公的機関のほうで事後的に義務者から徴収をする形のものや、あるいは立替え払いではなくて、公的機関のほうで義務者から取立てをする。要するに、当事者のほうで取立てをするのではなくて、公的機関のほうで取立てをした上で、取り立てたものについて権利者に渡すという方式など、いろいろなものがございまして、現在そういった諸外国の制度を前提としながら、論点整理のような形で厚生労働省と議論を進めているところでございます。

タイムラインというところなのですけれども、当然この問題を進めていくためにはそういった財政的な問題等を解決する必要があるのですけれども、その前提としても、まず民事基本制度において養育費の額が迅速に定まるように制度の見直しをする、あるいはそれについての強制執行の実効性を高めていくといった制度の見直しを前提とした上で、次にそこに公的機関がどのように関わっていくべきかという問題についても議論をしていく必要があるのではないかと考えているところでございまして、現時点で立替え払い制度についていつまでに結論を出すといったところまで申し上げられる状況にはないところでございます。その点については御理解を賜れればと考えているところでございます。

- ○大槻座長 弁護士の浜田先生も、森専門委員からの御意見、御指摘についてコメントが あればお願いします。
- ○浜田・木村法律事務所(浜田弁護士) 浜田でございます。 法テラスを含めた弁護士へのアクセスという御質問と理解いたしました。

少し触れましたけれども、私たちとしては相当広く門戸は開いているつもりで、ぜひとも気軽に御相談くださいと申し上げているつもりなのですが、それが当事者の方にどうしても届いていない。費用の御負担というのも気になってしかるべきところではございまして、法テラスは相談段階では要件を満たせば無料となりますけれども、それを超えて弁護士にいざ依頼をするとなりますと、基本的には立替え払いですので後々償還というのが出てまいります。これも免除の制度はあるのですけれども、そこがおそらく分かりにくいこ

とと、そこの運用がなかなかに堅いというところが、もしかすると法テラス利用について の妨げになるのではないかなと思います。

これは良いところでもあるわけですが、弁護士にもいろいろおるというのが現状でございまして、最初に出会った弁護士がちょっとなとなってくると、そこでもしかすると、やはり弁護士は役に立たないと思われてしまうところもあるのかなと、これは業界側の問題として危惧するところでございます。私は弁護士会を代表する立場ではございませんけれども、弁護士側の発信を引き続き進めていくことと、例えば法テラスの利用についても、今申し上げた償還の免除等について、養育費について特例的に扱うといった方策も併せて検討がなされるとよいのかなと考えます。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、山田大臣政務官、お願いします。

〇山田大臣政務官 私が政務官という立場でお話ししていいのかというのはあるのですけれども、まず、立替え制度に関しては、実を言うと明石市などでは既にやっているのです。調べたことがあるのですが、令和2年に明石市は、一つは公費助成、公正証書や裁判費立替えをやっていますし、民間保証会社と連携した養育費立替えも。もう一つは、明石市独自で養育費立替えを公的立替えもやっています。既に自治体ではこういう努力をしているところもありますので、日本ができないということは決してないと思っていますから、そこまで幅広く考える必要があると思います。

もう一つ、今日の議論を受けて、あまり拡散・分散させてもいけないので、法務省さん を含めてやるべきことはやるのですが、これは内閣府や厚労省、うちのデジ庁も含めて総 合的にこれをやらないと、全然問題が解決しないのかなと思っています。

私はこの規制改革と行革の担当政務官でもありますので、本日のお話を受けて、私の責任でもって各省との連携をどういうふうにやっていくのか、もしかしたらこの問題はもう一歩上に上げて、ちゃんと総合的に解決をやっていく必要があると思っています。昨日も実は総理がこども庁の議論をする中で、実際に養育費の問題に関しても極めて重要な内容だとおっしゃったということで、政府全体では実は認識している話でもあります。

そういう意味で、これは法務省だけでは解決できない問題が多分にあることを今日私も 認識しました。ただ、あまり広げてまた先延ばしにして、議論ばかりして何も進まないと いうのは最悪ですから、それは避けますけれども、早急に、皆さんの改革のお知恵を借り ながらやっていきたいと思っています。

とはいえ、法務省さんに一つ申し上げたいのは、先ほどから各委員から出ているのですけれども、やはりスケジュール感ですね。国民的な支持、今日の皆さんからの議論を聞いていても、内容としては間違っていないので、例えば法務省さんがやるべき、裁判を迅速にできるようにしたり、相手の住所等の特定等々の問題を、期限をつくってきちんと目標を持って解決していってもらいたいなと思っています。

もう一つは、法律改正が必要であれば、直ちに何の改正が必要なのかは、私も与党なので、しっかり言っていただければ。政務官でもありますから、党との関係は、選挙が終われば与党のほうも責任者がつくと思いますから、そこにはこの問題を優先して解決していくように働きかけたいとも思っています。もし法律等の懸念があれば、素案でも直ちにどのタイミングの国会で議論するのか、下地をセットしていく必要があると思っています。 法制審で時間がかかって国会で時間がかかることになれば、この議論をしている頃に苦しんでいる子供たちは既に成人になってしまいますので、ぜひそういうふうに。

それからもう一つは、法律を改正しなくてもできることはたくさんあると思うのですね。いわゆる法テラスの話もあれば、あるいは相談窓口はどうなのか、実例でこうだったということに対してもできることがあります。これを半年以内ならできること、1年以内にできることというのを明確に、これはタイムラインの問題だと思っています。

多分、今日足りなかった議論は、皆さんの中からも指摘があった通り、スケジュール感だと思っています。いつまで議論していても、おっしゃられたとおり何十年もこのままなのかということにもなりますので、機運としては、こども庁をはじめとして子供の問題というのがものすごく重要だということは、世論で認知されたのは間違いないタイミングですから、ここで我々規制改革等を含めて何も成果が見いだせなければ、結局また先送りということになりますので、お願いします。

最後に、私も実を言うと母子家庭で育ちまして、一人っ子だったので正直大変苦労してきました。誰よりもこの問題は当事者としての意識もあります。フェアにちゃんとやりますけれども、そういう意味で、私自身が個人としても政治家としても、この問題は推進力を持って取り組まなければいけない課題だということを理解しているつもりでありますので、そういう意味で、今日は法務省さんは法務省さんの中で、法制審の先生たちを通さなければいけない現実というのはいろいろなケースを知っていますけれども、政治のほうも後押しをしっかりすると同時に、繰り返しになりますが、他府省との連携はしっかり取るように、私も牧島大臣、小林副大臣とも議論して考えたいと思います。

とはいえ、しつこいようですけれども、法務省さんは下駄を外されたわけではないので、法務省さんがやるべきところというのはしっかりやっていただくということだと思っています。よろしくお願いします。

○大槻座長 ありがとうございました。

ほかに皆さん、御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 ありがとうございました。

既に山田政務官から大所高所等包括的な形でまとめていただきましたけれども、今日の議論を踏まえまして、法務省さんにおかれましては、タイムフレームが非常に重要になってくることは御承知のとおりだと思いますので、改めて、今俎上に載っているものについては一層加速していただく。そして、今俎上に載っていないことも含めて、広い観点で、とにかく、皆さんからも御意見があったように、子供のための制度設計、ひいては国全体

の問題ということで、改めて現場の声も重く受け止めて改善策を考えていただければと思います。

同時に、ほかの省庁との連携ということで政務官からもいただきましたので、そういった形で具体化することを念頭に置いて、一刻も早く、一人でも多くのひとり親で困ってらっしゃる方々に手を差し伸べられるような形で御検討をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了いたしましたので、会議はここまでとしたいと思います。 次回のワーキングの日程につきましては、事務局より改めて御連絡させていただきたい と思います。